

補足資料

<事例1>

配偶者特別控除の対象となる所得は133万円以下(給与収入のみだと201.6万未満)まで拡充されています。

【参考】 配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額(注3))			【参考】 配偶者の収入が 給与所得だけの 場合の配偶者の 給与等の収入金 額
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	133万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

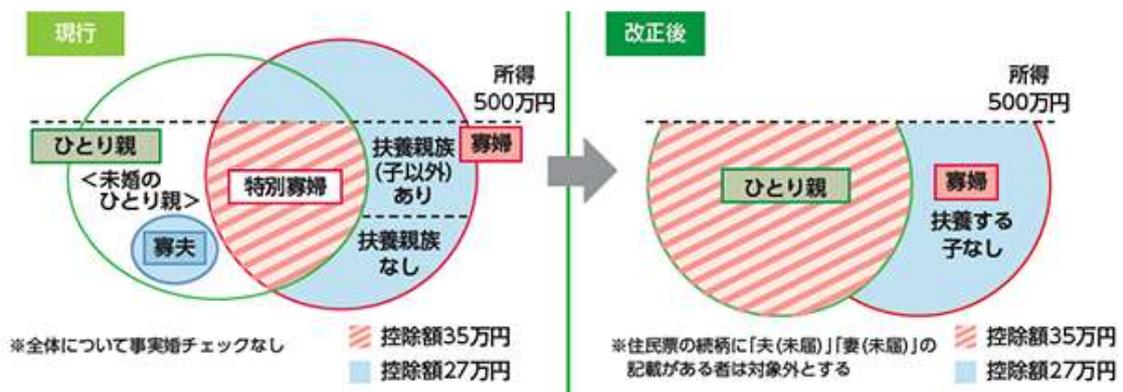
<事例Ⅱ>

給与所得控除は以下の表の通り、一律10万円減額されています。
また、給与所得850万超の方は、給与所得控除が上限の195万円となりました。

給与等の 収入金額	給与所得控除額	
	2017～2019年	2020年以降
180万円以下	収入金額×40% 65万円に満たない場合は65万円	収入金額×40%－10万円 55万円に満たない場合は55万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円	収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円	収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+120万円	収入金額×10%+110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円(上限)
1,000万円超	220万円(上限)	

<事例Ⅲ、Ⅳ>

令和2年から特別の寡婦・寡夫控除が廃止され、寡婦・ひとり親控除に改編されています。



本人		親族	控除額	控除の種類
状況(注1)	所得要件			
女性	夫と離婚した後婚姻をしていない	課税標準の合計額が48万円以下の同一生計の子を有する(注2)	35万円	ひとり親控除
		子以外の扶養親族を有する	27万円	寡婦控除
	夫と死別した後婚姻をしていない、夫の生死が明らかでない	課税標準の合計額が48万円以下の同一生計の子を有する(注2)	35万円	ひとり親控除
		子以外の扶養親族を有する	27万円	寡婦控除
	未婚	扶養親族を有しない	27万円	寡婦控除
男性	<ul style="list-style-type: none"> 妻と離婚した後婚姻をしていない 妻と死別した後婚姻をしていない、妻の生死が明らかでない 未婚 	課税標準の合計額が48万円以下の同一生計の子を有する(注2)	35万円	ひとり親控除
		課税標準の合計額が48万円以下の同一生計の子を有する(注2)	35万円	ひとり親控除

(注1) 住民票で事実婚が明記されている場合を除きます。

(注2) 他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除きます。

単身児童扶養者の記載

「令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」一番下

単身児童扶養者	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する場合にはお住まいの市区町村に申請してください。	児童扶養手当証書の番号	6677889900	生計を一にする児童の氏名	佐藤 勝	本人の所得の合計額	0円	異動の月日	令和2年 月 日
---------	---	-------------	------------	--------------	------	-----------	----	-------	----------